

【問題】⑫ 以下の問に解答し、併せて授業の感想、質問、意見など、記載せよ。

問1：消費者Aがスーパーで購入したコシヒカリと表示された米は、のちに偽物であることが判明した。Aはスーパーに対して、不正競争行為を主張し損害賠償を請求することができるか。 p.266

【答】p.264 不正競争行為を主張できるのは事業者に限られ、消費者に損害が生じた場合でも不正競争防止法では損害賠償を請求できない。ただし、民法の規定により損害賠償を請求できる。

問2：A社は、営業会議の資料にすべて「社内秘」と押印する一方、回収処分などの管理体制を整備しておらず、その資料は社員たちのデスクに日常的に散乱している状態である。これらの情報は営業秘密といえるか。 p.275

【答】p.267 営業秘密といえるためには、秘密管理性、有用性、非公知性の3要件を備えている必要があり、社員のデスク上に日常的に散乱している状態では、秘密管理が十分でなく、営業秘密とはいえない。

問3：A社はB社とライセンス契約を結び、B社の技術を3年間使用する許諾を得た。しかしその後、同技術はB社がC社から不正に取得した営業秘密であることが分かった。A社はその技術を使い続けることができるか。 p.275

【答】p.274 使い続けることができる。なぜなら、対価を払って営業秘密を取得したA社に予期せぬ損害を与え、取引の安全を害するものであるから、取得した権限の範囲内で使用し続けることができる。